

# 入構している学生・院生諸君に訴える 一その2

法律政治学大学院 九月六日

口ックアウト下の大学で勉學に励んでいる君。曰  
曰進行しつつある教育大の「正常化」に埋没していく  
る君。君にもし一個の人間としての主体性、人とし  
ての良心がいくらかでも残っているならば、以下の  
言葉に耳を傾けて下へり。自己の行動をもう一度点  
検して升て下へり。

君は大學法（「大學の運営に関する臨時措置法」）  
どいのようになって考えこなすか。教育大の口ックアウ  
トリ検査と大學法との關係をどういうものだと思ひ  
ますか。われわれは大學法とは、教育大においては、  
口ックアウトリ検査の合法化に外ならないと考へて  
います。一例を挙げましょ。

大學法8条2項によれば、文部大臣は、一二月一  
七日以降は、いわゆる休校措置即ち文學部の「停止  
」措置をとることができます。この措置の効果は、  
9条に列挙されています。教官の休眠、學生の休學  
其學金の停止、在籍期間への非算入などです。學  
長（代行）も九月一七日以降同様の休校（文學部の  
「休止」）を取ることができます（8条2項）。と  
ころが、この8条1項の効果はこの法律には何ら規定  
されていません。それは、

定されていません。それでは學長（代行）による「  
の「休止」措置が取られた場合は、どういうことに  
なるのでしょうか。大方の學者は、この8条1項は  
かつての上智大、現在の教育大のようないくつかの  
トを予想しているのだろうと見ています。いかがで  
すか、既に教育大では九月一七日を待たずして、學  
長（代行）による「休止」措置が取られていることが  
理解されたでしょうか。即ち君が大學法征圧下の大  
學に入つて授業を受けていたのだということが、え  
る？ では何をすればいいのか？ さあつて、それは  
君が考へることです。しかし一つだけ考え方基礎を提  
供しておきましょ。

君を含めて我々が大學法に反対しそれを粉碎する  
には、先ず口ックアウトに反対しこれを粉碎すべ  
です。そして口ックアウトに反対するには何よりも  
まず、口ックアウトの原理に反対しなければなりません。  
せん。それでは、口ックアウトの原理とは何か。そ  
れはへ差別の原理です。このことは文研自治会が  
一貫して主張してきたことです。實にへ差別のこそ  
は、歴史上常に权力がその支配を實現するために取  
つてきた政治技術であり、支配原理なのです。教育  
大におけるへ差別の原理については次号で。